

たんぎん教育資金贈与専用口座

【令和7年4月1日以降、本商品は新規口座開設受付を終了しました。】

令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	・たんぎん教育資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	・教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さまで、贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方
3. 期 間	・教育資金管理特約終了まで ただし、預入は令和8年3月31日までとなります。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、締結後2か月以内に贈与資金をお預入れいただきます。 ・1,500万円以下（口座開設時の当初預入金額は、100万円以上必要です。） ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・口座開設店の窓口で随時払い戻しできます。 ・教育資金※の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提示いただきます。 この場合、領収書等に記載の年月日から1年以内にお手続きいただく必要があります。 ・払い戻しは、教育資金の支払に限定されます。 ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲について、詳しくは文部科学省のホームページをご確認ください。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	・市場金利に基づき設定した普通預金の店頭表示利率を適用します。（変動金利） なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の普通預金利率により計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる 特 約 事 項	・定めはありません。
9. 中途解約時の 取 扱 い	・教育資金管理特約を終了させていただきます。
10. 終 了 事 由	・下記のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。 ①受贈者（預金者）の方が30歳に達した場合（ただし、受贈者が30歳に達した場合、学校等への在学等を条件に、最長で40歳までご利用いただけます。 ②受贈者（預金者）の方が死亡した場合

	③当口座の預金残高が0円となり、受贈者（預金者）の方と当行とで特約を終了させることで合意した場合
11. 贈与者の方が死亡した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日～令和3年3月31日の間に贈与を受け、3年以内に贈与者の方が死亡した場合、または、令和3年4月1日以降に贈与を受け、贈与者の方が死亡した場合については、次の場合を除き、死亡した日の管理残額に対して相続税が課税されます。 <ul style="list-style-type: none"> ①受贈者（預金者）が23歳未満である場合 ②受贈者（預金者）が学校等に在学している場合 ③受贈者（預金者）が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ・令和5年4月1日以降の贈与で、贈与者の死亡にかかる相続税の課税価格が5億円を超える場合は、上記①～③のいずれかに該当する場合でも管理残額を相続または遺贈により取得したものとみなされ課税されます。 ※令和3年4月1日以降の贈与で、受贈者が贈与者の子以外（孫等）の場合、管理残額に相続税が課税される際には、相続税額の2割加算の対象となります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座としては、ご利用いただけません。 ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ 預入形式は、普通預金通帳のみとなります。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。